

顛末書

令和 年 月 日

うるま市長 殿

住所
届出人氏名
連絡先 印

私は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 8 第 1 項に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。

つきましては、下記のとおりその顛末を報告するとともに、今後、立木の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な手続きを行います。

記

1 無届伐採を行った森林の所在場所及び森林所有者

森林の所在場所	市町村	大字	字	地番
	うるま市			
森林所有者の住所・氏名	住所 氏名			

2 無届伐採の内容

無届で伐採を行った期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
伐採面積 (ha)	ha
伐採樹種及び林齢	樹種 () 林齢 ()
本来届出すべき期日	令和 年 月 日 まで

3 造林の方法別の内容

	造林期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)			ha	
5年後において的確な更新がなされない場合			ha	本

4 伐採後において森林以外の用途に供されることとなった場合(転用の場合)のその用途

5 無届伐採を行った経緯及び理由

6 再発防止に向けた対応

注意事項

- 「1 無届伐採を行った森林の所在場所及び森林所有者」については、森林の所在していた場所ごとに記載すること。
- 「2 無届伐採の内容」における「伐採面積」の欄については、小数第 2 位までとし、第 3 位を四捨五入すること。
- 「3 造林の方法別の内容」における「造林樹種」、「樹種別の造林面積」及び「樹種別の植栽本数」の欄には、複数の樹種を造林した場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 「3 造林の方法別の内容」について、伐採後、転用を行った(又は行う)場合は、「人工造林」及び「天然更新」の欄は記載する必要はない。ただし、当該顛末書を提出した時点で、まだ転用の用途に供されていない場合は、「5 年後において的確な更新がなされない場合」の欄に、造林計画(造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数)を記載すること。このとき、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過した日から 2 年以内に森林に復旧する旨の造林計画を記載すること。(伐採終了後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過しても転用の用途に供されていない場合は、当該造林計画に従って、造林する必要があります。)
- 「4 伐採後において森林以外の用途に供されることとなった場合(転用の場合)のその用途」について、伐採後、造林を行った(又は行う)場合は、記載する必要はない。

顛末書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

うるま市長 殿

住所 うるま市みどり町一丁目1番1号
届出人氏名 具志川 花子 印
連絡先 098-923-7622

私は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。

つきましては、下記のとおりその顛末を報告するとともに、今後、立木の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な手続きを行います。

記

1 無届伐採を行った森林の所在場所及び森林所有者

森林の所在場所	市町村	大字	字	地番
	うるま市	字具志川		〇〇〇-〇
森林所有者の住所・氏名	住所 うるま市みどり町一丁目1番1号 氏名 具志川 花子			

2 無届伐採の内容

無届で伐採を行った期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
伐採面積 (ha)	0.03 ha
伐採樹種及び林齢	樹種 (リュウキュウマツ、その他広葉樹) 林齢 (45(35~50))
本来届出すべき期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで

3 造林の方法別の内容

	造林期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)			ha	
5年後において的確な更新がなされない場合	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	デイゴ	0.03 ha	45 本

4 伐採後において森林以外の用途に供されることとなった場合(転用の場合)のその用途

伐採後に宅地造成を予定 (転用予定時期: 令和〇〇年〇〇月)

5 無届伐採を行った経緯及び理由

届出書の存在を知らなかったため。(本人が伐採した場合)
土地購入時に既に木が無かったため。(前所有者による伐採の場合)

6 再発防止に向けた対応

今後は法令を遵守し、伐採を行う前に「伐採及び伐採後の造林の届出」を行います。
なお、これに違背した場合には、森林法違反として告発等がなされることについて充分理解いたしました。

注意事項

- 「1 無届伐採を行った森林の所在場所及び森林所有者」については、森林の所在していた場所ごとに記載すること。
- 「2 無届伐採の内容」における「伐採面積」の欄については、小数第2位までとし、第3位を四捨五入すること。
- 「3 造林の方法別の内容」における「造林樹種」、「樹種別の造林面積」及び「樹種別の植栽本数」の欄には、複数の樹種を造林した場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 「3 造林の方法別の内容」について、伐採後、転用を行った(又は行う)場合は、「人工造林」及び「天然更新」の欄は記載する必要はない。ただし、当該顛末書を提出した時点で、まだ転用の用途に供されていない場合は、「5年後において的確な更新がなされない場合」の欄に、造林計画(造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数)を記載すること。このとき、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した日から2年以内に森林に復旧する旨の造林計画を記載すること。(伐採終了後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過しても転用の用途に供されていない場合は、当該造林計画に従って、造林する必要があります。)
- 「4 伐採後において森林以外の用途に供されることとなった場合(転用の場合)のその用途」について、伐採後、造林を行った(又は行う)場合は、記載する必要はない。